⑥復帰支援として実施されていることがあれば、その内容をご記入ください。

1	県人事課が定める「育児休業等取得支援プログラム」に基づいた支援(取得前の面談、休業中の情報提供及び現況確認、復帰前の面談、復帰後の研修等)
2	県職員対象の「育児支援・キャリアガイダンス」
3	短期非常勤務医師制度により育児中の医師が短期間、短時間でも診療に従事し復職に向けた 準備ができる環境を整えている
4	復職研修
5	女性医師復職のための研修を実施している
6	協議により必要なプログラムを組みます
7	復職前面接、e-ラーニング
8	3ヶ月以上の育児休業または1ヶ月以上の介護休業期間中、職場復帰プログラムを受講を希望 される場合は、院内保育所の利用が可能
9	時短、保育所
10	復職時の研修を実施(看護師)